

## 令和3年度第1回伊賀市島ヶ原財産区管理会会議録

開催日時 令和3年5月26日(水) 午後1時30分から午後4時10分  
出席者 管理会会長、委員6名  
市農村整備課永井口、西浦  
谷口島ヶ原支所長、森岡、柚井

### 1. 開会

### 2. 会長あいさつ

前回の管理会で、財産区の財産についても公図関係が整っていないことの認識を持っていただけたかと思う。国の制度において、地籍を適正にしていこうという事業が何十年來行われているので、少しでもそれを活用できればという趣旨もあり、今回、市農村整備課の方に国土調査の制度について説明していただきます。よろしくをお願いします。

本日の会議の成立について、確認させていただきます。

本日の出席委員は7名であり管理会条例第7条により、会議は成立をしています。

### 3. 会議録署名委員の指名について

(会長) 会議録の署名委員について、私から指名させていただきます。名簿の順で、川北委員、川委員をお願いします。

(委員) はい、わかりました。

(会長) 後日、会議録が出来ましたら署名をお願いします。

### 4. その他 国土調査について

(会長) 最初に国土調査について、市農村整備課から説明をお願いします。

(市農村整備課) 皆さんこんにちわ、伊賀市農村整備課の永井口と申します。今日は、永井口と西浦の2名でお邪魔しています。私が細々説明するよりもビデオを見ていただいた方が分かりやすいと思いますので、最初にビデオを見ていただいて、その後、質疑応答という形をお願いします。

#### ビデオ視聴 (地籍調査)

(市農村整備課) 以上がビデオによる説明となります。

ビデオの中にありましたように、今法務局に備えつけられている公図は明治時代に作られたものがベースになっていて、実際の境界や位置関係が不明確になってい

ます、それを皆さんに立会をしていただいて、今の技術で測量をします。

G P Sを使って基準点を設置してそこから境界を測っていきます。

島ヶ原地域で昔、山津波があったと聞いていますが、そのようなことがあったら困るのですが、あったとしてもG P Sを使って元の位置に復元できるという事業になります。何か質問等ありましたら。

(委員) 地籍調査が終わっている、終わっていないというのは何で分かるのですか。

(市農村整備課) 法務局で公図や登記簿を取れば分かります。公図に地籍図と書かれていたり、登記簿に地籍調査という項目が入っています。

(委員) わかりました。

(市農村整備課) 島ヶ原地区ではまだ全然調査されていません。

上野地区は早くから行っていて昭和40年代から実施されています。

(委員) 島ヶ原地区には、なぜ順番が回ってこないのですか。住民から頼みに行くものですか、それとも法律ができたから市からしますと言って来るものですか。

(市農村整備課) 例えば市とか地区で大きな事業をするときに公図が混乱している、あるいは地権者が分からなくなっている場合は、市からこの地区で地籍調査を行いますので地域の皆さんご協力下さいということをお願いに行きますが、それ以外の場合は、地域の方からの要望で実施する場合があります。

(委員) まずは要望が先ですか。50年もたっているのに島ヶ原地区は何も出来ないのは何故かなと思う。

(市農村整備課) 元々、島ヶ原地区は取組まれていなかったと思う。

合併後も少しずつ実施していますが、島ヶ原地区ではまだ実施していない状況です。

(委員) いずれ、ほっておいても順番が回ってきますか、こちらから要望しないと順番はこないのですか。

(市農村整備課) 実際、一つの地域をするのに結構時間がかかります、大体、小字単位で行いますが、スムーズに行って一つの地域で3年かかります。待っていても順番は回ってこないと思います。

(委員) ビデオではしておいた方がいいということで勧めているが、待っている調査をしてくれないということですね。

(市農村整備課) そうですね。

(委員) それは行政が中心になってこの地区からやっというものでもないのですか。

(市農村整備課) 今は地籍調査事業十箇年計画があって国へ挙げて閣議決定される形になっています。今の十箇年計画は令和2年度から始まっているもので、新規の地域を入れようと思うと令和11年の終わった後、12年度以降でないとならぬ状況です。

(会長) 市の姿勢を教えてほしい。国土調査は昭和26年から制度があって始まっている。島ヶ原地区は全然取り組んでいないというのはあるが、伊賀市自体の進捗

率は何パーセント位ですか。

(市農村整備課) ちょっとわからないです。

(会長) ほとんど行ってないでしょう。

(市農村整備課) 上野地区は昔から行っている、それでも4割、5割だと思います。それ以外の旧町村はほとんど行っていない状況で、青山と大山田地区で少し行っていますが他は全くされていない。

(会長) この制度自体の進捗率が全国的に悪いから、集中的にやろうということで十箇年計画が出来たと思う。それに対して伊賀市がどういう考え方で手を挙げているかを知りたい。

(市農村整備課) 事業のあるところ、要望の強いところから順番に実施している。

(会長) やはり要望優先、市全体の観点からこういう形で取り組んでいこう、ましてや財産区は準市有財産みたいなものです。そういうところから集中的に取り組んでいこうという考えはないのですか。

(市農村整備課) 今のところないです。もう一つが、ビデオにありました東北の震災以降、災害防災対策として地籍調査を国も考えています。海の近くとか山手でしたら土砂災害警戒区域や砂防指定地が優先的に認可される形になっています。例えば島ヶ原で、この地域で地籍調査をやりたいということで要望を出しても土砂災害の指定地域になっていない場合は少し後回しにされる可能性は高いです。

(会長) 現状として、島ヶ原地区からはここ最近要望は出ていないのですか。

(市農村整備課) ないです。

(会長) 要望はないのですか。要望を行い、決まった順番がずっと先になっていると認識をしていた。

(市農村整備) それはないです。他の地域からも要望がだされていますが、十箇年計画があるので、早くても令和12年以降でしか取り組みはさせていただけない。

(会長) 十箇年計画が埋まってしまっているということですか。

(市農村整備課) そうです。

(委員) この事業は島ヶ原地区でいえば、まち協が声を上げるのか、支所が上げるのか。

(市農村整備課) だいたい区単位で要望されています。

(委員) 住民が区長に話をして区長が動くということですか。

(市農村整備課) そういうパターンが多いです。

(委員) 仕事に関係している役所の人とか地籍が必要な業種であれば分かっているが、住民からは声が上がらないのではないか。

島ヶ原地区であれば年寄りが境界を分かっている。年寄りがいる間に地籍調査をしておく方が確かであるが、令和12年まではできないということですか。

(市農村整備課) 国まで計画が上がってしまいますので、途中で変更することは出来ません。令和11年まで十箇年計画があるので追加することは出来ません。

(会長) 絶対ないということはないので、変更とか見直しが起こってくる可能性も

あるので、そこへ挙げられるような体制は取っておく必要があると思う。

(市農村整備課) 島ヶ原地区の中で土砂災害の指定区域になっているところで、地域の皆さんが声を挙げて要望書を出してもらえば優先的に実施できる可能性はあるかと思います。

(会長) 谷口支所長は島ヶ原地域又財産区事務所掌のトップでもあるので、まち協なり区長さんの意見を集約して要望を挙げていく働きかけをしてもらえますか。

(支所長) 当然、進めて行くのには問題はないし、していくべきだと思います。災害想定地域であるとか、財産区である山、住宅とか地目に対する順位、住民がいるところ等他の順位はどうですか。

(市農村整備課) 地目とか住民がいるいないは特に関係ありません。土砂災害警戒区域や砂防指定地、災害が起こりやすいであろう箇所は優先順位が上がります。そういうのが全くない所は県や国へ上げてもはじかれてしまう可能性が高いです。

(支所長) 身の安全というところから優先されていくと思うのですが、そこは国へ取り上げていただける順番には関係ないということによろしいでしょうか。

(市農村整備課) 土砂災害の警戒区域に入っており、住民の皆さんも不安を強く感じているところを地域として挙げてもらえば、そこを優先的にさせていただける可能性は比較的高いと思います。

(委員) 北山は土砂災害の指定地域ですか。

(事務局) 保安林にはなっています。

(市農村整備課) インターネットで土砂災害警戒区域を検索してもらったら地図上に、ここが警戒区域ですよと出てきますので参考にしてもらえればと思います。

(会長) 優先的に採択してもらえるような理由付けも大事だと思いますので、そこら辺も考えて、要望をしないと動かないということですのでとにかく要望したい。

(市農村整備課) 市が主体的というより、市も動きますが、実施に際しては地域の皆さんの協力がないと進められない事業です。先程のビデオにもありましたが、境界確認で地域の方々が喧嘩してしまうと、一つの枠の中で1番、2番、3番は+ (プラス) で書かれてしまう、真っ白な地図が出来上がってしまうので、地域の皆さんの協力はどうしても必要になります。

(会長) あと、国庫補助制度なので、市は実質5%位で事業が出来るということですね。予算をしっかりと確保して、確実に実施し完了していくようなスタンスでお願いしたい。できれば前倒しなり、予算の拡大をしてもらいたい。

(市農村整備課) たまに聞かれるのですが、旅費等は出ません。北海道等に地権者がおられても費用が出ません。近所にお住まいの方も日当等はでませんので、ご理解いただきたいと思います。

(会長) 生命ばかりが優先のように言われるけども、憲法上、生命とともに財産権も保証されているところであり、財権の保障の観点から市でもしっかり取り組んでほしいと思います。それともう一つ、今、財産区で取り組んでいる調査を国の制度の中で、地籍調査まではいかないが、もう少し簡易な方法の山村境界基本調査とい

う制度があります。これは地元負担は何もなくて全部国がしてくれるのですか。

(市農村整備課) それは管轄が農林振興課になるので、私は細かいところまでは分からないのですが、森林明確化事業は農林振興課と県が主体でやっている。

(会長) 今、財産区で取り組んでいる自主的な調査を実施する際に、なぜこの国の制度の活用を検討しなかったのか。

(事務局) それは私の勉強不足、認識不足です。

(会長) 採択されるかどうかはあるが、全額持ってもらえた。

(事務局) 今いる作業員がいる間は、場所は分かるだろうと思っています。後継者がいない中で場所何処ですかと言われても行くことすらできない。どこにあるかわからない。地図では示されているけれども本当にそこかどうか分からない、というのは困るので、今の作業員がいる間にと管理している場所を測量に入っているのが実情です。GPSを使って高い精度の測量にしてもらってある。

(会長) 財産区は、そこそこ収入があるから、まあまあとは思いますが、まるまる持ってもらえる制度があるのにね。

(事務局) そういう制度もあったのかと思いますが、うまくすぐに乗れたら作業員がいて並行で行けるかと思いますが、作業員がいなくなったら、そんなことは言ってもらえませんので。

(会長) わかりました。ご質問等ありますか。

(委員) 財産区で取り組んでいる測量は法務局に地籍図として提出はできないのですか。

(市農村整備課) 大きな参考にはさせてはもらえとは思いますが。

(会長) 土地は現地をしっかりと押さえたいれば、公図は後でつけていく話だから現地をしっかりと押さえたいているというのが一番大切なことだと思います。

(委員) 島ヶ原の山の公図はあるのか。

(事務局) 先ほど言っていたプラスの図面です。

(会長) 大きな1枚の図面にこれとこれとこの番地が入っていますよというだけ。

(事務局) それぞれ何番地は何㎡と登記はついています。固定資産税は台帳課税です。

(会長) よろしいですか。それでは、今回の研修のまとめとしては先程申しましたように、要望の件を支所長にお願いするというところで。

(市農村整備課) 森林境界明確化事業という事業メニューが農林振興課にありますので、その事業の説明を聞いていただくのも一つかと思います。

(会長) でも、今やっている調査も今年か来年で終わりますよね。

(事務局) 終われると思っています。

(会長) 途中から後の部分だけそれにのっているよというわけにもいかないですよ。必要があればまたお願いします。

(市農村整備課) 森林境界明確化事業は地籍調査と比べると精度はかなり低いですが、実際測量もしますし杭も打っていきますので、参考図を作るのであればか

なりスピーディにできると思います。山の境界を差し当たり決めて地図を作っていくというのであれば早く、10年待っていただかなくてもやっていただけるかなと思います。ご希望があれば農林振興課から説明させていただきます。

(委員) その分も費用の負担はゼロですか。

(市農村整備課) 費用負担はないです。皆さんに収めていただいている森林税で賄われていますので、費用負担はゼロです。

よろしいでしょうか。

(委員) はい、ありがとうございます。

(市農村整備課) 今日はお時間いただきましてありがとうございます。

(会長・委員) ありがとうございます。

## 5. 議事

(会長) 会議次第4の議事に入ります。

次第とは順番が変わりますが、同意事項、議案第1号について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 振興課、森岡です。よろしくお願いします。

令和3年度島ヶ原財産区特別会計の10万円以上の支出行為について同意をいただきたいと思います。財産区管理条例第9条第8号で予定価格10万円以上の売買契約、供給契約又は請負契約を結ぶことが同意を求める事項となっています。

前回の管理会で予算の説明をさせていただき、予算は同意を得られていると認識していますが、執行にあたり10万円以上の支出行為1件毎に同意を求めることについて、以前は予算の説明の中で、総額はいくらです、30万円以上の工事、業務委託が何件あります。10万程度のものが何件ありますという予定で同意をいただいていた。

本来であれば条例どおり1件1件について発生した時点で管理会を開催する、あるいは持ち回り決裁をする等して同意をいただくのが本来かもしれませんが、事務の都合上、できれば会長報告などで予算どおりの執行をするということで承認をいただけないかと思っております。

(会長) 予算というのは今年度こんな事業をしようかと思積もった単に見積書です。個別の契約というのは、この工事にこれだけかかります、中味的にこういうものですと事業内容が明確になって、金額もこれだけの金額ですとそういう形のものが出てきた際に、本当にそれで適切なのかと判断するのが個別議案の同意だと思います。だから予算を説明しておいて、個々の執行を任せておいてくださいねというのは、条例に違反する形になるので個別案件で了解を取っていく必要があると思います。ただ10万円以上のものすべて、1回1回管理会開いて同意するのかというのは、また別の話で、一定額以上のものについては皆さんに集まってもらいたいと、もう少し小さな10万20万のものであれば会長、副会長だけに説明して了解をもらって管理会の同意に代えとか、そういう手法はあると思います。2～3年前ま

でされていたような、予算説明で個別のものは包括的に任されていますというのは、条例に違反することになるのですとは言い難いと思います。

(事務局) 業務委託に関しては、先程から申し上げている調査、確定測量という名称で300万円の予算を取らせていただいております。中味的には単価契約を行い、杭を打ってそれを測量して、一か月に30万円程度測量が出来るかなということで、その10か月分の300万円を予算計上しています。執行においては一つのエリアで30万円いかないときもあれば、逆に30万円を超えるときも出てくるかもわかりません。

(会長) 単価契約の場合で、トータルでいくらというのが判断基準になる。単価契約で10万円未満であっても年間で10万円を超えていたら同意を取っておいてもらわないといけないという話になる。今現在、差し迫って実施していかないといけない事業があるのであれば、それだけ説明してもらって本日同意を取ってもらえばいい。今後のことについて、会長なり副会長の了解を持って管理会の同意とすると言われても、200万、300万のものを会長一人に任されても困るので、もう少し下の基準は決めてもらって、それ以上は管理会を開く、そういう決め方をすることにしてください。

(事務局) 今、取り急ぎ大谷林道の路面整備ということで25万円程度を予定しています。もう一件、桂谷林道の排水路整備で同じく25万円程度で執行したいと、その2件を修繕費で計画しています。確定測量業務につきましても30万円程度の執行を考えています。

(会長) 30万円というのは、年間では300万円の話じゃないの。

(事務局) 300万円分のうちの30万円です。杭の数とか詳細は分かっています。

(会長) それは全体が見えてないので、今回は外しておいていいですね。今回は修繕の2本だけということで。

(事務局) はい。それと管理会を開いて決めていただくのは、130万円を超える随意契約の範囲を超える部分は管理会を開催して皆さんの同意をいただきたいと思いますが、随意契約で出来る範囲につきましては会長、副会長お二人への口頭での説明ということで同意が得られるというようにさせていただければ事務局としては助かります。

(委員) それでいいです。

(会長) いいけれども、単に口頭だけというのではなくて資料は見せてもらえないと困ります。今日みたいに修繕事業でどこをどのように修繕するのか、中味が分からないままに修繕工事しますと言われても分からない。

(事務局) 大谷林道につきましては、4月早々にパトロールを実施しました。その時に土砂が崩落して通行止め状態になっていました。撤去だけなら10万円までできたので執行しました。巡回する中で路面の表層がかなり傷んでいて、轍が掘れた状態になっているのでそれを直したいと考えています。桂谷についても山裾のと

ころに現場打のコンクリート水路がありますが、雨の量が多くまた山から崩れてくる岩等でコンクリートが破損して欠落している状況にありますので、その補修をしたいと考え見積もりを取っております。

(会長) 舗装補修ということですね。

(事務局) はい、そうです。

(委員) その林道っていうのは、財産区のものですか。

(事務局) 違います。奥に財産区の山があるのでそこを通らないと行けない。作業員の通行の安全を考えると直す必要がある。

(会長) 事業主体は誰になるのか。事業主体が財産区になるのはおかしいのではないか。市が事業主体で受益者負担が発生するというのであれば受益者負担を納めればいい。何故、事業主体になるのかがわからない。

(事務局) 土砂崩れ等本来なら市に修繕をお願いするのが本来だと思いますが、市が事業主体ではいつ実施されるのか分からないというのがあり、これまでも財産区が事業主体となって取り組んできた。林道を使用する者にとっても早期の開通が望ましい、3か月も半年も通行止めはできない。

(会長) 今までの事業もそうだし、これからの事業もそうなんだけど、本来、誰がすべきもので考えてほしい。本来市で負担すべきものなのかどうか。急ぐから財産区で肩代わりするのであればそれも仕方がないかもしれないが。その分、見返りはちゃんと返してほしい。そこは財政当局なり、市に認識を持っておいてもらわないと財産区の財産を全部そっちに持っていかれてしまうという話になる。何か歯止めをかけるようなものを付けておかないといけない。

(支所長) 一部地域のためのものは財産区の予算で出来るのであればすればいいし、全体的なことではだれが見ても出せると思われるものは財産区から出して、一部、福祉に使ってもらえたらいいかなと思います。

(委員) 有意義に使えば良い。

(委員) いくらまでの工事なら財産区で実施するのか。

(事務局) 30万円までです。

(委員) 1工事、30万円までなら財産区で実施しているということか。40万円かかる工事は。

(事務局) きちんとした契約管理システムを通した発注工事となる。競争入札をかけていかないといけない。

伊賀市の会計規則に則って実施しています。

(会長) 実情も分かりますし、同意ということにしますが事業主体として執行する理屈について体裁だけは考えておいてください。お任せしておきます。同意案件については、同意ということです。

(事務局) 30万円までの同意は、会長、副会長に工事や業務委託の内容を説明させていただいて同意をいただくということでよろしいですか。

(会長) 30万円までは会長、副会長で処理させてもらう、30万円を超える場合

は管理会を開かせてもらうということですね。

(事務局) はい。

(会長) 会長、副会長が了解した事項については、その次の管理会で報告することにしでしょうか。

(事務局) はい。

(会長) 次に報告事項ですが、前回の管理会でもう少し説明してほしいということをお願いしていた三国塚線の工事について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) 三国塚線の工事については、資料1をご覧ください。

平成20年の管理会において、三国塚線の開設計画について次のとおり報告するという文書が見つかりましたので1枚添付させていただきました。2枚目の開設工事の実績ということで21年から29年までの工事の内容を表にさせてもらったのと次頁の地図が事業年度ごとの工事エリアです。青と緑が三国塚線で、赤いのが上下2本入っていますが、これはこの先開設していく必要がある林道、作業道になっています。あと、もう1枚償還金額の計画表と事業実施時の補助率と内訳を書いた表を付けています。

三国塚線につきましては、全長が1,800m、最初の頃は予算が国からも下りてきて順調に進んでいきましたが、25年、26年あたりから国からの補助も出ないということだんだんと工事延長が短くなってきました。そのような状況でしたが三国塚線の計画終点までの工事が終了しました。路面もコンクリート舗装により完成しています。

(委員) 青いところは全て財産区の中ということですか。

(事務局) 青と緑のところは財産区有林の中です。

また上の赤い線の1cmくらいまでの所は民有林、個人所有の山ですが、そこから先はまた財産区の山林になります。

(委員) 今までできたところには、民有林はなしですか。

(事務局) ないです。

(委員) これは国がいくらか負担してくれているのか。

(事務局) 資料1の最後にあるように、国が45%負担しています。

(支所長) 地元負担35%の内、キャッシュで10%を出した。90%は起債でその内70%は財産区で償還している。

(委員) 起債の内、財産区は7割負担ですね。市は35%の内の3割を出しているということですね。

(支所長) はい、その分は交付税で返ってきているということです。

(会長) よくわからないが、事業主体は誰ですか。さっきの財源内訳見てもよくわからない。事業の主体は誰だったのか。

(事務局) 農村整備課が動いていたので市の事業と思います。

(委員) 今のところ、行き止まりとなっていて事業の進展はないのですね。

(事務局) 進展はないとは言い切れません。地元調整中という形で止まっています。

(委員) この赤いところまで全部行ったら

(事務局) 赤いところもするという前提で三国塚林道はスタートしています。

(委員) 赤いところの終点まで行ったら、どこかの道に通じるのですか。

(事務局) 上の方の赤い線は桧尾の池から大沢池の管理道路に繋がります。

(委員) 下の赤い方はどうか。行き止まりのままか。

(事務局) この図面では行き止まりのままです。大谷林道までも行きません。

(会長) 財産区財産の管理のために、市に付けてもらったというのがこの林道の趣旨なんですね。その償還がまだ続いているということですね。

(委員) 赤い線と赤い線の間も財産区の山ですか。

(事務局) いえ、赤い線と赤い線の間、全部が財産区の山ではないです。小さく割ってあるのが個人の山です。

(委員) この辺りはきちんと割ってありますね。

(事務局) 林班図ですね。

(委員) 個人の所有ですか。

(事務局) 個人とか区有林とか、いろいろ混ざっています。

(会長) よろしいですか。

(会長) それでは、次の報告事項です。前回の時にお願ひしたのは、旧島ヶ原村の名義でありながら、しかも地目が山林、雑種地であるのに財産区名義に引き継がれることなく伊賀市名義になっている土地は存在しないのかと。そもそもそういうのは、明らかに公共施設であれば納得できますが、山林でありながらどうして伊賀市名義になっているのか。そういう土地が実際あるし、そういう状況についてどうなっているのか調べておいてほしいとお願ひしたところです。これについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料2としてつけさせていただいたのが、島ヶ原財産区という登記が付いている地番と地籍の載った表になります。これも合併の時に財産区に名義変更する部分と島ヶ原村で残す部分というのを一応チェックして振り分けてあるんだろうなという想像しかできません。会長も仰ったように、島ヶ原村で山林という部分も残っているというのは把握しています。それがなぜ山林なのに島ヶ原村で残したのか理由は分かりません。

(支所長) たぶん、区分けはしています。島ヶ原村時代の山林を全て財産区にしたというわけではありません。

(委員) その残した分は、どういう理由ですか。

(支所長) それは、もともと島ヶ原村という名義でも区山や組山であったものがある。合併時に財産区にどれだけ持っていくかという協議の中で、これは区に渡すもの、財産区に残すものの仕分けをした。

(委員) 区に渡さないといけないものを島ヶ原村のままに残して財産区に渡さなかった可能性があるということか。

(支所長) そういうものもあった。合併時にそういったものを整理して区山は区に全て渡したと思っていますが

(委員) その人達は、もともと全部島ヶ原村のものであったから管理はしてくれていると。だから、区山も管理してくれていたかもしれないということか。

(支所長) かも分からない。そのあたりは、はっきりとは分からない。私では境界まで分かりませんから。一旦、その時点で財産区に移す地番と分けたのは事実です。それを合併協議の中でこの分で何平米ですよと認めてもらったのが資料2の財産区名義になっているものという理解です。

(委員) これはもう島ヶ原財産区という所有権に変わっているのか。所有権変更までしてあるのか。

(事務局) してあります。

(委員) 区山は、どうなっているのか。

(支所長) 地縁団体の名義に変わっていると思います。全部を確認してあるわけはありませんが。

(委員) 区有林は、区有林で登記をしているのか。それでも島ヶ原村という名義のものが現実には残っている。

(支所長) それは、どちらにも属さなかったもの。すべてを財産区に持っていったわけではない。

(委員) その島ヶ原村名義のものはたくさんあるんでしょ。

(支所長) 島ヶ原村だけではなくて、他の町村、伊賀町であったり青山町であったり。その登記は、今順番に変えていっています。

(委員) 順番に変えていくということは、順番が来たら、今島ヶ原村というのが伊賀市に変わるということか。

(支所長) 変わります。

(委員) 財産区の中にポツンと伊賀市が入ってくる可能性があるわけですね。それを管理していく。

(事務局) 財産区のところだけを管理に行くように、今の作業員には言っている。けれども今の作業員も財産区かどうかの区別がつかないから、今、測量等をかけさせてもらって地図に落としている。次の段階では、財産区と島ヶ原村の精査ができるとしています。

(委員) 自動的に伊賀市に変わるのではないですね。

(事務局) 島ヶ原村名義で残っているものは伊賀市に変わるように手続きを進めています。

(委員) それは財産区に変更漏れだということはできないのか。

(支所長) 合併協議の中で認められたもので変更できません。

(委員) この中に飛び地が出てくるということですね。

(支所長) それはわかりません。

(委員) そのようなことを精査するために、実際測量してみて昔の図面と突き合わせてみる必要がある。

(会長) お願いした意図は、財産区への移行漏れの部分があるのではないかと。であれば、遡って財産区に編入していく手続きを取っていくべき。それが地域の意向であると思います。過去の住み分けにどんな経緯があったのか分からないが、意図的にこんな理由で外しましたというのをはっきり言えない以上は、逆に本来、財産区にすべきであったのではないかと考えるのが普通かなと思ったので調べてもらった。今、調査している中で明らかになっていく部分もあるということなので、そうした視点も持ちつつ今後作業に取り組んでいってください。

(委員) 本当にそこに所有権移転漏れの私有地はないのですか。

(事務局) それはわかりません。

(支所長) 所有権移転漏れの私有地ですか。

(委員) 島ヶ原村から大正の時代に払い下げたときに、所有権移転漏れで未だ島ヶ原村あるいは伊賀市のままというのではないのか。

(支所長) 事実として漏れているのはあるかも分からない。

(会長) あと、何か質問等ありますか。

議題としては以上ですが、来年度予算に向けて財産区財産の活用の方策を考えておいていただけたらと思います。財産区の本来の目的以外のものにはなかなか使い難い部分もありますが、いろいろなことが考えられるのかなと思います。

それと1件、今年度、もしできるのであればしてほしいし、無理なようであれば来年度、特出しというような形をお願いしたい。財産区の財産は、あまり地域の方に知られてないのかなと思うので、PR、啓発が必要だと思います。数年前に、まち協とタイアップして散策をしたり、そんな行事をしていたと思います。今年、例えば散策という形で小中学生を対象に企画すれば親も付いてきたりしますので、見晴らしのいいところへ連れて行って、ここら辺が財産区の皆さんの土地ですよとか、そういう企画をしてやってもらえないかなと思います。まち協の産業生活部会でもそのようなことを考えているので連携を取ってもらえたらなと思います。

(事務局) 今まで、まち協の方で段取りしてくれて財産区が案内という形でさせてもらっています。管理会の委員さんが立案してくれて、まち協に声かけてくれてというのであればそれも一つの方法かだと思います。

(会長) まち協は地域振興・活性化のための一つの行事を考えているが、こちらの話としては、財産区は皆さんにPRとかアピールしていかないといけないし、皆さんに知っておいてもらわなくてはいけないというのがある。単に向こうが事業を企画してくれたから協力するというのではなくて、財産区主体で実施をお願いできたらと思います。

(委員) 財産区主体の事業というのはできるのですか。

(会長) 事業をしている。管理事業をしている。

(支所長) 管理事業の一環ですとって事業をすることは可能です。

(会長) 皆さんの財産を皆さんに知ってもらわないといけない。それは、まさに管理ということ。皆さん守りましょうということ。

(委員) そうすれば、そこへ予算は付けられるのか。それならば、財産区主体で旧島ヶ原村村民を対象に健康増進のために歩こう会を開きます。参加する人には、弁当や飲み物すべて出してあげましょうというのは事業としては、OKなのか。

(事務局) 飲食の経費は出せません。財産区有林の散策程度であれば事業にはなるかなと思います。

(会長) 森林云々と言えば森林環境税というのもあり、環境関連の話しにももっていけるから美化活動に取り組むという形の事業も可能と思う。

(委員) それはいいでしょ。だから植林しましょうと木を買ってきて。

(事務局) 子供たちと植林する。

(会長) 参加賞のような形で出してあげても構わない。そんな経費は出せると思う。

(委員) いままで村有林の時は、植林をしてたでしょ。財産区になってから植林はしているのですか。

(事務局) わずかですが、植林をしています。

(委員) 作業員が植林をしてくれているのですか。

(事務局) 植林は委託でもらって、あとの管理を作業員にしてもらっています。

(委員) 今年度には、そんな事業はないのですか。

(事務局) そうです。伐採するところがないので植えるところがありません。

(委員) はい、わかりました。そういう事業はできるのですね。

(会長) よろしいですか。予定していた議題が終わりました。次の管理会は7月くらいに開催を予定しています。令和2年度の決算同意が提出される予定です。7月中旬くらいで日程調整させていただいてお集まり願うということですのでよろしくお願いいたします。

(事務局) 1か月前には案内を出させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(会長) 以上をもちまして、令和3年度第1回管理会を閉会といたします。本日は、お疲れ様でございました。

2021年 6月 日

議事録署名

(会 長) \_\_\_\_\_

(署名委員) \_\_\_\_\_

(署名委員) \_\_\_\_\_